

ウラ技 73 国民年金の未納で、保険医取り消し!

平成18年現在、国会提出予定の社保庁改革関連法案では、国民年金の未納がある悪質な歯科医(再三の督促にも応じない)は保険医登録の更新(3年ごと)を認めない方向で検討している。登録が更新されないと開業医としての仕事が事実上できなくなるので、要注意だ。社保庁が悪質な年金未納者に厳しい処分を行う方針を固めた背景には、現状では、63.6%の国民年金収納率(平成16年度)を19年度末までに80%に引き上

げる目標の達成が困難と判断したためだ。同庁幹部は「社労士は企業や個人から年金相談を受ける以上、厳格な規範意識が求められる。医師も社会保険を扱う仕事で、高額所得者が多い」としている。

開業する先生方の中でも、アルバイトを中心に生計を立てている先生の場合、国民保険は払っているが国民年金は未納の先生もいると思うので、事前にチェックしておこう。

ウラ技 74 いざという時に備える、機械保険

機械保険は、工場、ビル、駐車場、倉庫などのあらゆる機械設備・装置を対象として、これらが偶発的な事故によって損害を受けたときに、その修理費と損害に伴う費用が支払われる保険で、ユニット、レントゲン、コンプレッサーなど歯科診療に必要な機材もその対象となる。最近の機材は、マイクロチップを使用したものが多く、一端故障となるとCPU基板自体を交換しなくてはならず、修理費用も多額になってしまうケースが多い。この保険では、損害を受けた機械・設備をもとの稼働可能な状態に復旧するために必要な修理費を損害額とし、これから自己負担額を差し引いたものを損害

保険金として支払われるので、ユニット、レントゲンなどの高額な機器には是非かけておいた方が良い。また、壊れてしまった機器を撤去する場合の費用(残存物取片づけ費用)もあわせて支払ってくれるので、助かる。保険料は、購入機材の金額の0.4~0.5%程度だ。ユニットを例にとると、300万円×0.4%として12,000円(年間)の保険料になる。月額では1,000円程度なのでリスク回避を考えるならば掛けておいた方が良い保険だろう。

問い合わせ先:(株)リアリード 03-3746-8756

担当:望月